

特殊制限箇所の速度制限標識未設置について

曲線における列車の速度制限は、曲線の半径や車両形式等により定められていますが、それに加えて線路の条件を勘案し、さらに制限速度を付加している箇所(特殊制限箇所)があります。

今回、米子支社管内において、特殊制限箇所に対する速度制限標識が未設置となっている箇所があることが判明しましたので、以下に概要をお知らせします。

1 調査内容

支社管内の線路の勾配などを勘案し、制限を付加している曲線(特殊制限箇所)において、必要な「速度制限標識」が設置されているかを調査しました。

2 調査結果

米子支社管内の木次線の三井野原駅～油木駅間の曲線1か所において、本来設置すべき速度制限標識が未設置でした。

- ・当該箇所は半径 200m の曲線、区間長 420m です。
※半径 200m の曲線における通常の色度制限は 50km/h ですが、乗り心地を考慮し特殊制限を 48km/h 以下で設定すべきでした。
- ・当該箇所を標準的な運転操縦で運行していた場合、速度超過はありません。

3 原因

2017年3月に、同駅間に設定されていた「落石徐行(30km/h)」の色度制限を無くした際に、特殊制限箇所に対する速度制限標識設置の必要性に気付かなかったためです。

4 対応

運転士に正しい当該箇所の「制限速度」を指示するとともに、標準的な運転操縦を指導しました。速度制限標識についても設置が完了しています。